

「LED王国」商標使用管理要領

（目的）

第1条 この要領は、平成24年6月8日付け登録第5498880号で商標登録された「LED王国」商標（以下「本商標」という。）を適正かつ効果的に活用することにより、県内LED関連企業が開発した優れたLED製品のブランド化や企業の販路開拓などを促進するため、本商標の使用に関し必要な事項を定める。

（商標権）

第2条 本商標は、別紙1に掲げるものとする。

- 2 本商標の商標権は、徳島県が所有する。
- 3 本商標は、無断で使用してはならない。
- 4 本商標と誤認される類似の文字の使用、または商標登録の出願をしてはならない。

（使用の申請）

第3条 本商標の使用の申請は、徳島県LEDバレイ構想推進協議会会長（以下「会長」という。）から「とくしまオンリーワンLED製品」の認証を受けた者のみが行えるものとし、本商標の使用の許可を受けようとする場合は、「LED王国」商標使用許可申請書（様式第1号）により、会長に申請するものとする。

（使用の許可）

第4条 会長は、前条の申請があった場合、申請書の記載内容及び添付資料を確認の上、適当であると認められる場合には、これを許可し、「LED王国」商標使用許可証（様式第2号）（以下「使用許可証」という。）を交付するものとする。

（変更の届出）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合は、「LED王国」商標使用許可変更申請書（様式第3号）により、すみやかにその変更内容を会長へ届け出るものとする。

（使用期間）

第6条 本商標は、第5条の規定による使用許可証の交付日から使用できるものとし、その使用期間は無期限とする。

（本商標の権限）

第7条 使用者は、無償で本商標を使用できるものとする。

- 2 使用者は、関係法規を遵守するとともに、本商標の機能を損なう、または権利の喪失を招くことのないようにしなければならない。
- 3 使用者は、他人にこの権限を譲渡することはできない。

（本商標の表示方法）

第8条 本商標は、次のいずれかにより表示できるものとする。

- (1) 認証を受けたLED製品（以下「認証製品」という。）及び当該製品を収容する容器または包装等へ表示する場合

- (2) 認証製品の販売促進に係るカタログ、チラシ、パンフレット、ホームページ等へ表示する場合
- (3) 認証製品の各種展示会への出展や展示場等への展示に際し展示会場等に表示する場合。また、その集客を図るためのPRチラシ、ホームページ等に表示する場合
- (4) その他、会長が必要であると認められる場合

(使用許可の取消)

第9条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、本商標の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者からの申請内容に虚偽があると認められた場合
- (2) 「とくしまオンリーワンLED製品」認証制度要綱第12条の規定により、認証が取り消された場合
- (3) 本商標の使用が認められず、今後も使用すると認められない場合
- (4) その他、会長が必要と認める場合

(事故、苦情の処理)

第10条 本商標を使用した商品等に係る事故、苦情が発生した場合は、使用者が使用者の責任の下に処理しなければならない。

(調査及び報告)

第11条 会長は、使用者に対し本商標の使用状況等について、調査することができるものとする。

- 2 使用者は、会長から前項の調査を求められた場合、その内容を報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別紙1（第2条関係）

○商標

LED王国

- ※ 商標登録：平成24年6月8日付け登録第5498880号
- ※ 横書き、明朝体、文字色黒を基本とするが、協議により適当と認められる場合は、フォント、文字サイズ、文字色、飾りについて、任意で設定できるものとする。